

匠瑳市個人情報保護条例及び匠瑳市情報公開条例の一部を改正する条例
(案)

(匠瑳市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 匠瑳市個人情報保護条例（平成 1 8 年匠瑳市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第 5 号、第 2 2 条第 2 項及び第 6 1 条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 7 号を第 9 号とし、第 4 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この号、第 2 2 条第 2 項及び第 6 1 条において同じ。)」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして

規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 要配慮個人情報に関する事項

第7条第2項を次のように改める。

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 第44条に規定する匝瑳市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。

第17条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号ウ中「及び氏名並びに」を「及び」に改める。

第23条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第35条第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第53条第6項中「(平成15年法律第58号)」を削る。

(匝瑳市情報公開条例の一部改正)

第2条 匝瑳市情報公開条例（平成18年匝瑳市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(匝瑳市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の匝瑳市個人情報保護条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報を取り扱う事務に係る同条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとする」とあるのは「行っている」と、「あらかじめ」とあるのは「匝瑳市個人情報保護条例及び匝瑳市情報公開条例の一部を改正する条例（平成31年匝瑳市条例第

号)」の施行後遅滞なく」とする。